

山口市災害時要配慮者避難支援全体計画

令和2年8月

山口市

目次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
(1) 背景と目的	1
(2) 「自助・共助・公助」の必要性	1
2 位置づけ	2
3 計画の対象	2
(1) 要配慮者	2
(2) 避難行動要支援者	3

第2章 要配慮者の避難支援体制の整備

1 要配慮者支援における自助・共助・公助	4
2 要配慮者の実態把握	5
3 避難支援体制づくり	6
4 地域・団体、関係機関等と連携した支援体制の構築	6

第3章 避難行動要支援者名簿情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	8
(1) 名簿の目的	8
(2) 名簿の対象者	8
(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	9
2 名簿情報の事前提供のための同意	9
3 避難支援等関係者への名簿情報の提供	10
(1) 避難支援等関係者となる者	10
(2) 避難支援等関係者へ提供する名簿情報の範囲	11
(3) 避難支援等関係者への提供のための手続き	11
(4) 避難支援等関係者の活動	11
(5) 避難支援等関係者の安全確保	11
4 名簿の管理・更新	11
(1) 名簿の管理	11
(2) 名簿の更新	12
(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために 市が講ずる措置	12

第4章 避難行動要支援者の避難マイプラン（個別計画）の作成

1 避難マイプランの作成の目的	13
-----------------	----

2 避難マイプランの作成	13
3 避難マイプランの記載事項	13
4 避難マイプランの共有、管理	14

第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類	15
2 要配慮者への情報伝達	16
(1) 市による情報伝達手段	16
(2) 避難支援等関係者による情報伝達	16
3 避難情報等についての理解促進	16

第6章 避難支援・安否確認体制の整備

1 避難支援体制	17
(1) 避難行動要支援者への支援体制	17
(2) 名簿の情報提供に不同意であった者に対する避難支援	17
2 安否確認情報の収集体制	17
(1) 避難支援等関係者からの報告	17
(2) 安否情報の収集・集約	17
3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応	18
(1) 避難行動要支援者の引継ぎ	18
(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送	18

第7章 避難所等における要配慮者への支援体制

1 避難所における支援対策	19
(1) 避難所の環境整備	19
(2) 避難所におけるニーズの把握	19
(3) 避難所等における生活への配慮	19
2 福祉避難所	19
(1) 福祉避難所の開設	19
(2) 福祉避難所の対象者	20
(3) 福祉避難所となる施設	20
(4) 福祉避難所の確保と利用	20
(5) 要配慮者のニーズの把握	20
3 要配慮者在宅避難者への配慮	21

資料編

用語の説明	22
各種様式等	24

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

(1) 背景と目的

災害発生時の取組において最も重要なことは、自らの命は自らが守る「自助」ですが、地域で暮らす高齢者、障がい者等、いわゆる要配慮者については、災害情報の入手や自力での避難が困難な場合があることから、周りの人々からの様々な支援が必要となります。

近年においても、東日本大震災をはじめ地震や集中豪雨などの自然災害により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生し、こうした災害の犠牲者の多くが高齢者や介護が必要な方々であることが確認されており、災害時に支援が必要と考えられる方への対策が大きな課題となっています。

東日本大震災を教訓とし、平成25年6月に改正された災害対策基本法において市町村では、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めること、及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成を義務付けられるなど、国において要支援者対策の強化が図られました。

本市においても、平成20年3月には「山口市災害時要援護者支援マニュアル」を定め、民生委員・児童委員、福祉員、自治会、社会福祉協議会などの地域団体や関係機関と連携した要援護者の避難支援体制づくりを進めるとともに、平成24年度から福祉避難所の協定など要配慮者対策の強化に取り組んできましたが、要配慮者の安全と安心を確保するためには、これまでの取組や実態を踏まえて、更なる取組や改善が必要です。

こうした背景を踏まえ、災害対策基本法に新たに位置づけられた避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備をはじめとする、災害時要配慮者の避難支援対策の方針を示し、本市が地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携した、災害時要配慮者に対する防災・避難体制の更なる強化を図ることを目的として「山口市災害時要配慮者避難支援全体計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

(2) 「自助・共助・公助」の必要性

本計画は、災害時の対策として、自らの命は自らが守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関等による支援活動の「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、要配慮者の総合的な支援対策を講ずるための指針とします。

2 位置づけ

本計画は、災害対策基本法、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び県の「要配慮者支援マニュアル策定ガイドライン」（平成30年3月）を踏まえ、「山口市地域防災計画」の下位計画として、新たな避難行動要支援者の支援体制を含む「要配慮者」全体の避難支援対策の基本的な考え方や具体的な進め方を示すものです。

地域防災計画では、災害予防計画において「要配慮者対策」として、災害応急対策計画において「要配慮者支援計画」として要配慮者の安全確保や避難支援に関する事項を定めており、本計画はこれを具体化するものです。

また関連計画として、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」、「山口市高齢者保健福祉計画・山口市介護保険事業計画」及び「山口市障がい者きらめきプラン」があります。

地域福祉計画では、活動目標の一つに「災害時の要配慮者支援活動の推進」を掲げ「地域の共助による避難支援体制づくりの推進」を位置づけ、高齢者保健福祉計画及び障がい者きらめきプランにおいても、「災害時における支援体制づくりの推進等」を位置づけており、本計画はその具体的な取組ともなるものです。

なお、この計画は、上位計画及び関連計画の修正・変更並びに制度の改正等、必要に応じて見直すこととします。

3 計画の対象

本計画の対象となる災害時における「要配慮者」及び「避難行動要支援者」については、以下のとおりです。

(1) 要配慮者

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。具体的には、体力的に衰えのある「高齢者」をはじめ、「心身障がい者」や「傷病者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分できない「外国人」、さらに一時的に移動制限のある者として、身体的な負担が大きい「妊産婦」や当該地域の地理に疎い「旅行者」など、情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者で、次のような特徴を持っている人々が考えられます。

本計画では、このような要配慮者のうち自宅で生活する者を対象としています。

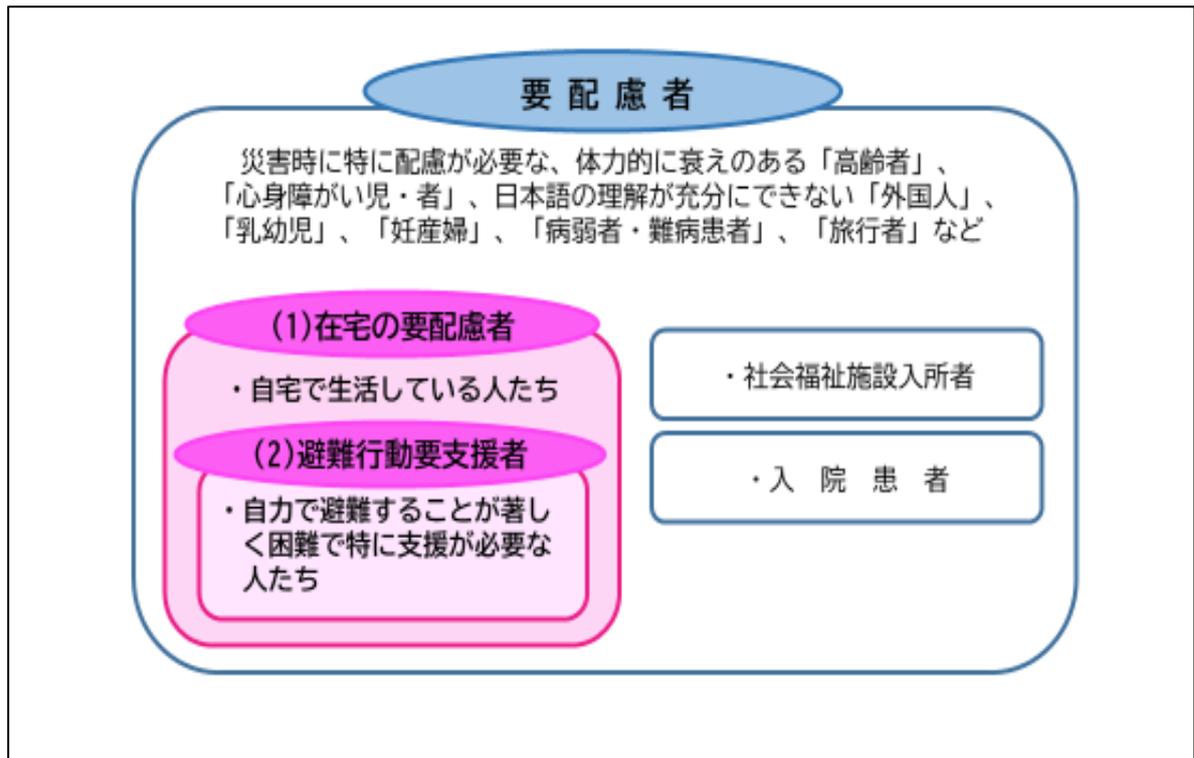
- ① 自分の身に災害が差し迫っても、それを察知することが困難な者
- ② 自分の身に災害が差し迫りそれを察知しても、必要な措置を行うことが困難な者
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることが困難な者
- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対応して必要な措置を行うことが困難な者

(2) 避難行動要支援者

「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害時等に、自ら避難することが著しく困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者をいいます。

本計画では、自宅で生活する避難行動要支援者を対象としています。

《 計画の対象となる災害時要配慮者・避難行動要支援者 》



第2章 要配慮者の避難支援体制の整備

1 要配慮者支援における自助・共助・公助

災害に対する取組は、「自らの命は自らが守る」（自助）、「自らの地域は自らで守る」（共助）を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが重要です。

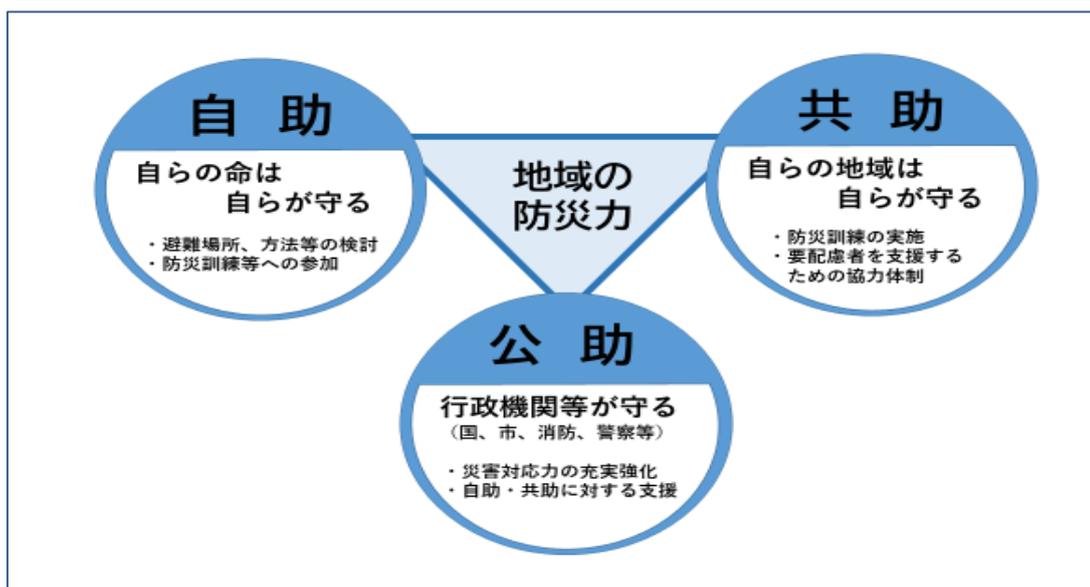
要配慮者やその家族は、平常時から災害に備え、災害時に適切な判断と行動が取れるよう準備を行うとともに、近隣との交流を持つことも、災害時に支援を受けやすい環境をつくるために大切です。

また、地域では、日頃からの見守り・声かけ活動を行うなど、支え合いや助け合いの地域づくりに努めるとともに、防災対策や避難支援体制を話し合い、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援のしくみづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

こうした「自助」、「共助」の働きと、市などの行政機関による災害予防活動や支援活動、災害時の救護活動など「公助」の働きを併せることで、要配慮者に対する地域全体の防災力の向上を図ることができます。また、災害対策基本法に新たに位置付けられた、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の支援体制の整備は、このような「自助」、「共助」、「公助」による地域の避難支援体制のしくみづくりにつながる重要な取組みといえます。

これらの取組を進める上で、地域・団体、行政、関係機関等の役割分担を明確にし、共通認識を持つておくことが必要です。

《 要配慮者支援における自助・共助・公助 の連携 》



《 要配慮者支援における自助・共助・公助の役割 》

区 分		平常時の備え	災害時の対応
自助	要配慮者及び家族	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練等には積極的に参加し、近隣や地域の支援者等とのコミュニケーションを密にする。 ○自分の命は自分で守ることを基本に、災害時の準備（家具等転倒防止、避難場所・経路の確認、食料備蓄等）、心構えをする。 ○避難行動要支援者は避難マイプラン（個別計画）の作成に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○早めの避難を心がけ、避難に支援が必要な場合には周りの人に協力を求める。 ○自分の状態や必要な支援を周囲に伝え、避難支援者との相互理解に努める。
共助	地 域 （自治会、自主防災組織、地域づくり協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、消防団等）	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時から要配慮者との積極的な交流（見守り・声かけ等）に努める。 ○近隣の要配慮者を把握し、その理解に努める。 ○避難行動要支援者の避難マイプランを要支援者とともに作成する。 ○要配慮者の避難場所、避難ルートの確認、避難訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲で、要配慮者の避難を支援（声かけ等安否確認、情報の伝達・共有、避難誘導等）する。 ○避難行動要支援者については、避難マイプランに基づき、避難支援等関係者が可能な範囲で避難を支援する。
公助	市及び公的機関（消防、警察等）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の整備 ○名簿情報を基に、災害時に行動できる枠組みを整備する。 ○避難マイプラン作成の推進 ○地域の防災訓練、避難訓練等の実施を推進し、自助・共助の防災意識の醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設・運営。必要に応じて福祉避難所を開設する。 ○安否情報の収集・集約 ○消防、警察、自衛隊等による救助活動 ○物資の支援、情報の提供 ○医療機関、介護機関との連携

2 要配慮者の実態把握

要配慮者の支援に関しては、市などの行政機関が自治会、民生委員・児童委員、福祉員等の地域の関係団体等との連携のもと、要配慮者の把握や地域の実態把握に努めます。これは、災害時のみだけでなく、平常時における地域での支え合い、健康づくり、介

護予防及び孤立の防止等につなげるためにも重要です。

また、要配慮者のうちでも、特に避難に支援を必要とする避難行動要支援者については、災害時等における円滑な避難支援や安否確認等の支援につなげるため、官民が協働して、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の避難支援等関係者との情報共有に努めます。

3 避難支援体制づくり

災害時には、膨大な災害関係業務の発生が予想されることから、そのような状況においても要配慮者に対する情報伝達や安否確認、避難誘導、避難所生活における支援などが、適切に実施できるよう、市は災害対策本部の事務分掌に基づく関係部局等による支援体制を整備するとともに、防災関係機関及び医療・福祉関係機関との連携を図ります。

また、支援体制づくりを円滑に進めるためには、地域住民の理解を得ることが不可欠であることから、市は、住民に対する普及・啓発活動に努めるとともに、避難行動要支援者については、その一人ひとりに対する地域や関係機関と連携した避難計画（避難マニュアル）の作成により避難支援の体制づくりを進めていきます。

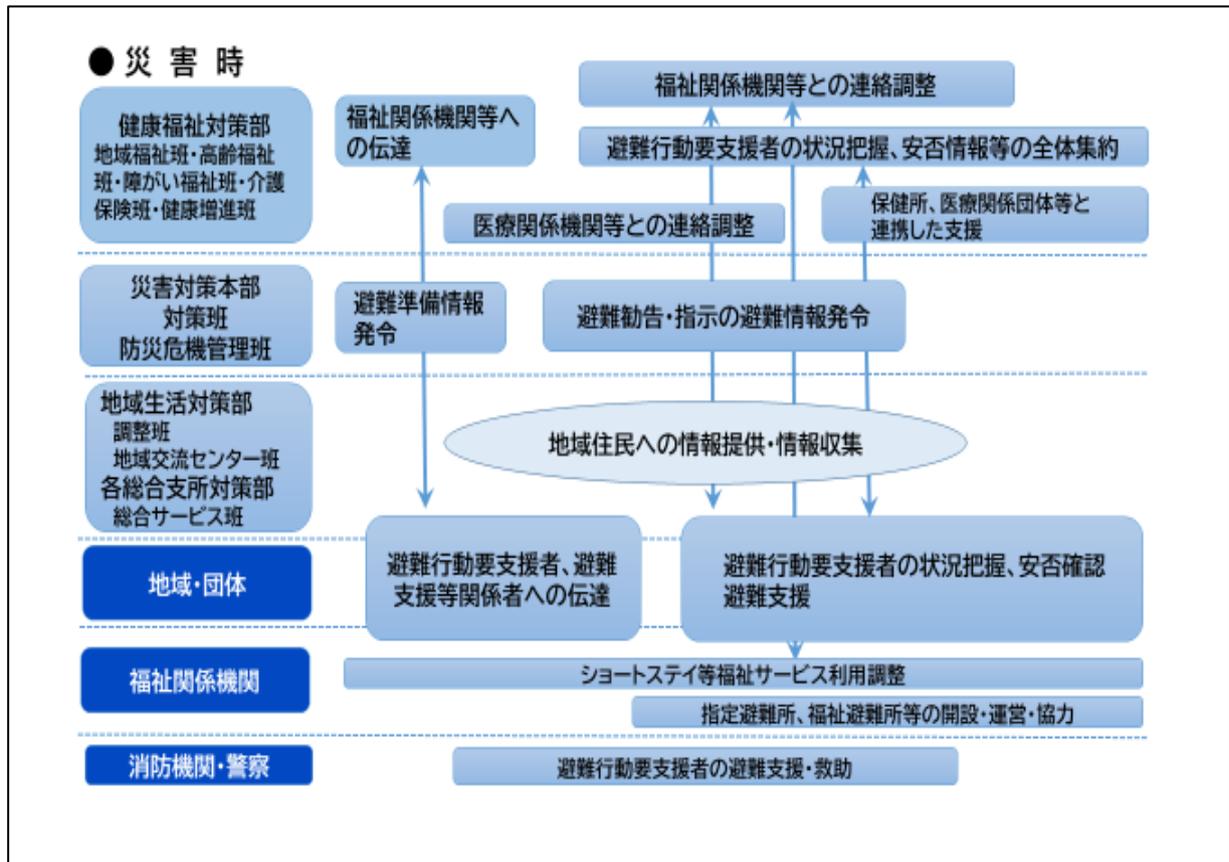
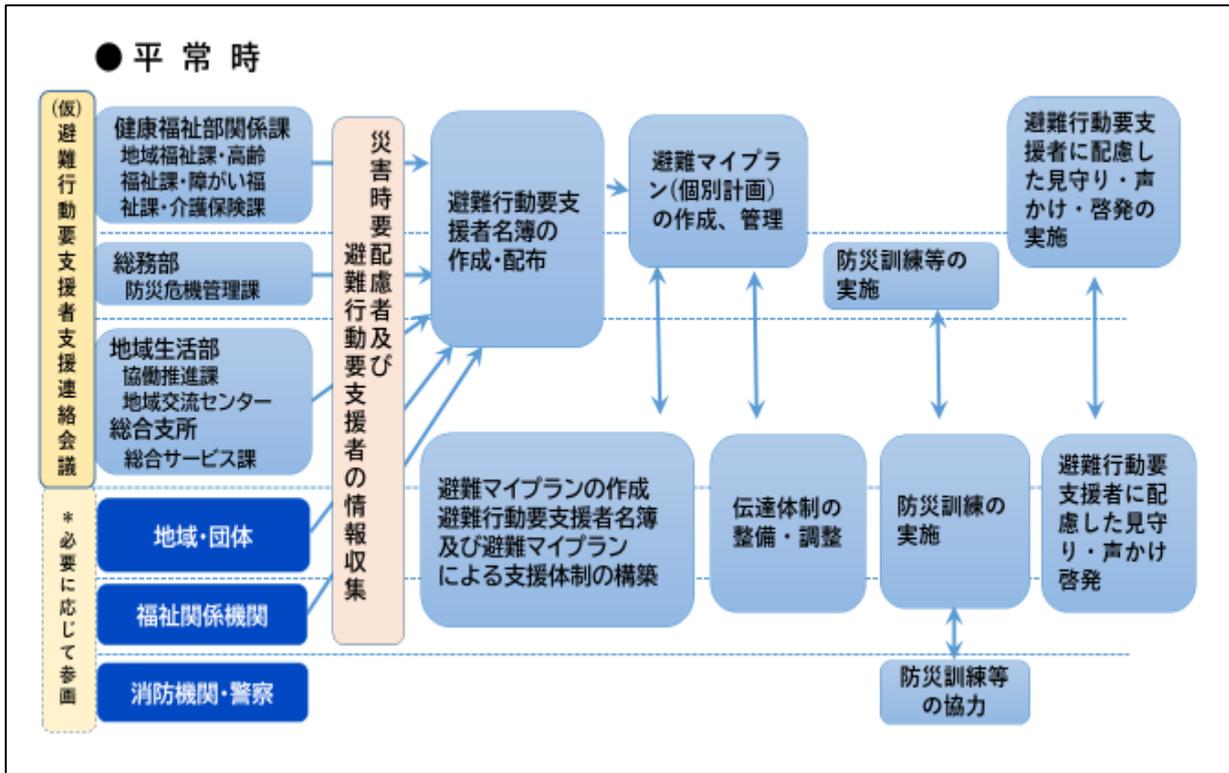
4 地域・団体、関係機関等と連携した支援体制の構築

災害時等には、自治会や自主防災組織、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、消防団等の地域・団体に加え、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等の福祉関係機関や保健所、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）等の医療関係機関などと協力して要配慮者の支援にあたる必要があります。

このため、市は、関係団体や関係機関との相互の連携を促進し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

また、これらの業務を的確に実施するため、市は、防災危機管理課、地域福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、協働推進課及び各総合支所総合サービス課で構成する、「(仮) 避難行動要支援者支援連絡会議」を設置します。当連絡会議は、必要に応じて関係機関に参画を求めるとし、平時からの情報共有を図るとともに、支援策の検討を行い、要配慮者の避難支援対策を推進します。

《 関係機関・団体等の役割分担 》



第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

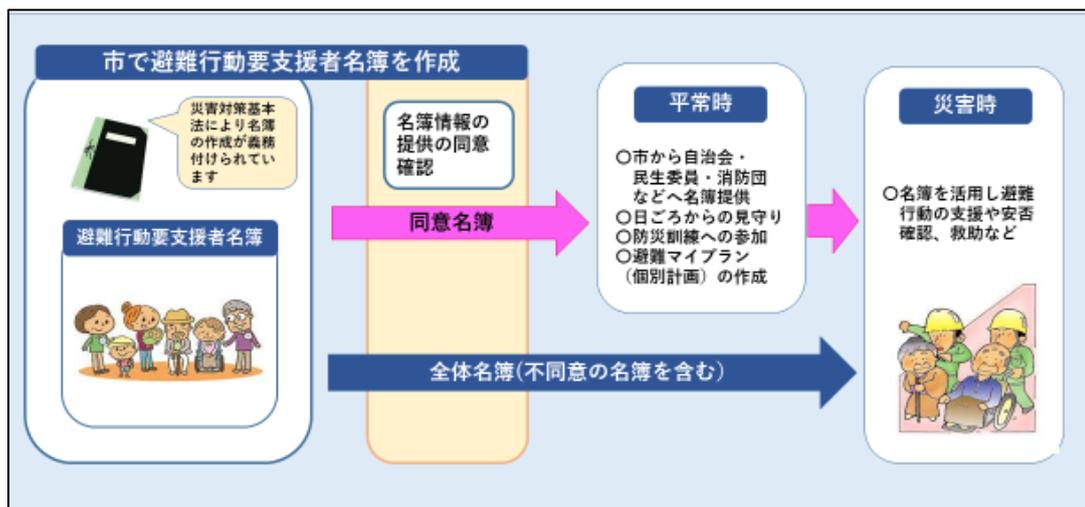
1 避難行動要支援者名簿の作成

市（防災担当部門及び福祉担当部門）は、要配慮者のうち避難行動要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市情報と関係機関から収集した情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成します。

（１）名簿の目的

名簿は、災害時等に避難行動要支援者の安否確認や避難支援、また避難所での生活支援を的確に実施するため、平常時の支援活動を通じて避難支援者が必要な情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

《 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制 イメージ図 》



（２）名簿の対象者

名簿の対象者は、生活の基盤が原則として自宅にある者で、災害時等において自力での避難が著しく難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要と思われる者です。山口市地域防災計画において「避難行動要支援者」として定めている、次のいずれかに該当する者を対象として、避難行動要支援者名簿に掲載します。

なお、名簿の対象者は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）であることから、社会福祉施設入所者や長期入院者については対象者から除くこととします。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの者のうち避難行動が困難な者
- ② 75歳以上のみの世帯で避難行動が困難な者
- ③ 要介護3以上の者

- ④ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）で第1種の交付を受けている者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ⑤ 療育手帳（A）の交付を受けている者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑦ 難病及び小児慢性特定疾患患者で人工呼吸器等を装着し、かつ避難行動が困難な者
- ⑧ 上記①～⑦までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載の届出があった者
- ⑨ 上記①～⑦までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人または親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載の届出があった者

（3）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所のほか、身体状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市福祉担当部門の各関係課が保有する情報から把握し、市防災担当部門（防災危機管理課）が集約するとともに、住民基本台帳と照合し「避難行動要支援者名簿」（様式例1）を作成します。

また、難病及び小児慢性特定疾患に係る情報については、山口県山口健康福祉センター一所長に対して情報提供を求めるものとします。

- ① 氏名
- ② 生年月日、年齢
- ③ 性別
- ④ 住所または居所（行政区、地区名を含む）
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由（障がいの区分など）
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 名簿情報の事前提供のための同意

名簿は平常時から避難支援に携わる関係者に提供し、共有することで、いざというときの円滑・迅速な避難支援等の実施に結びつくものであるため、市は、避難支援者への名簿情報の提供について、同意を得られるよう努めることとします。

名簿情報提供に係る意思の確認については、市防災担当部門において、1（2）の名簿の対象者のうち、①～⑦の要件のみで該当する方に対し、郵送により「山口市避難行動要支援者名簿情報提供に関する同意書」（様式1）を発送し、同意の回答率を上げるため、同意書発送の際には、広報紙への掲載、関係部署から各関係機関への協力依頼等

を行います。同意の回答については、期限内に回答がない場合には、個人情報の観点から不同意であったこととします。

また、1（2）の名簿の対象者の⑧、⑨の要件で該当する方に対しては、「山口市避難行動要支援者名簿掲載届出書」（様式2）により名簿への掲載手続きに合わせて、同意を得ることとします。

なお、同意または不同意（回答があった方のみ）の回答については、本人または親権者、法定代理人等から変更の申し出がない限り継続することとします。

避難行動要支援者のうち、同意が得られた方の情報を基に、市防災担当部門において、「避難行動要支援者名簿（同意済）」を作成します。

「災害時要援護者支援制度」との関係

市（福祉担当部門）がこれまでに進めてきた「災害時要援護者支援制度」において、既に必要な個人情報の提供に同意している方には、災害対策基本法に基づいて行う名簿情報提供となること、避難支援者に秘密保持義務が課せられることを周知した上で、改めて同意を得ることとします。

3 避難支援等関係者への名簿情報の提供

「避難行動要支援者名簿」（以下「全体名簿」という）に掲載される方のうち、平常時から名簿を提供することに同意された「避難行動要支援者名簿（同意済）」（以下「同意名簿」という）を地域の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という）に提供し情報を共有することとし、災害時等の支援のほか、避難マイプランの作成や平常時の防災訓練、地域の見守り活動、並びに制度理解への働きかけに使用します。

（1）避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、山口市地域防災計画において次に掲げる団体及び個人とします。

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 地域づくり協議会
- ④ 地区社会福祉協議会
- ⑤ 民生委員・児童委員
- ⑥ 福祉員
- ⑦ 山口県警察
- ⑧ 山口市社会福祉協議会
- ⑨ 消防団
- ⑩ 避難支援者として登録している者等

(2) 避難支援等関係者へ提供する名簿情報の範囲

「同意名簿」の提供にあたっては、避難支援等関係者となる全ての団体等へ一律に提供するのではなく、支援の様態に応じ、必要な範囲での情報提供とします。

なお、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を守るために特に必要があるときには、「災害対策基本法第49条の1第3項」を根拠として、不同意の方の名簿情報も避難情報伝達や安否確認、救出、救助、避難後の支援の引継ぎを実施するために必要な範囲で、避難支援等関係者へ提供することとします。

(3) 避難支援等関係者への提供のための手続き

避難支援等関係者への「同意名簿」の提供の際には、当該名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、避難行動要支援者の個人情報保護の観点を守り、名簿情報を適切に管理すること等を記載した「避難行動要支援者名簿受領書 兼 取扱確認書」(様式3)を、市長に提出するものとします。名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、名簿を管理する者を予め定めておくものとします。

(4) 避難支援等関係者の活動

避難支援等関係者は、平常時及び災害時等において、市と協力して以下に掲げる活動に努めるものとします。

- ① 避難マイプランの作成のほか、避難行動要支援者の把握、情報の整理及び更新
その他必要な措置
- ② 災害時等における避難行動要支援者の迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供
- ③ 災害時等における情報の提供、避難誘導、安否確認及び避難生活の支援等
- ④ 様々な機会を利用した制度理解への働きかけ

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人とその家族等の生命及び身体の安全が大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう安全確保に十分に配慮します。

このため、市は、避難行動要支援者に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援等が受けられることを保証するものではないこと、避難支援等の実施について、避難支援等関係者に法律的な責任や義務はないことについて周知を図ります。

4 名簿の管理・更新

(1) 名簿の管理

市関係部局(防災危機管理課、地域福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課、

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター、消防本部)においては、同意の有無が記載された「全体名簿」について、個人情報保護条例に基づき厳重に管理します。また、市関係部局における全体名簿は、セキュリティ対策を施した電子データで提供することとし、名簿情報を更新する際には、各部局の責任において旧データを消去するものとし、

避難支援等関係者においては、「同意名簿」が、災害対策基本法に基づく秘密保持義務を順守し厳重に管理されるよう、研修等により周知を図ります。また、提供する名簿は、原則として、紙に印字された文書の形式とし、名簿情報を更新する際、避難支援関係者は、すでに受領している名簿情報と引き換えに新しい名簿情報の提供を受けるものとし、

(2) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市防災担当部門は、年に1回、市福祉担当部門の関係課から名簿情報を集約するとともに、住民基本台帳と照合し名簿を更新します。新たに避難行動要支援者名簿へ掲載を希望される方については、地域交流センター、総合支所、市福祉担当部門、市防災担当部門において、随時、受け付けることとし、市防災担当部門において名簿の更新を行います。

また、新たに名簿の要件に該当することとなった方については、年に1回、市防災担当部門において同意書の郵送により同意の確認を行うこととします。

(3) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を行うよう、市は、次に挙げる措置を講ずるものとし、

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ③ 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な管理を行うよう指導すること。
- ④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導することとし、災害時等の緊急時を除き、複製した名簿の取り扱いは、避難支援等関係者に限ること。
- ⑤ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いについて、研修等により周知を図ること。
- ⑦ 名簿情報の取り扱い状況を報告するよう指導すること。

第4章 避難行動要支援者の避難マイプラン（個別計画）の作成

1 避難マイプランの作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難するかを予め定めておく必要があります。

災害時等には、避難行動要支援者の状況によって、避難の可否を判断することとなり、避難所へ行かない場合もありますが、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に規定される「個別計画」は、基本的に避難支援を要する一人ひとりについて、平常時から、いざというときのための対応を事前に把握し、本人及び家族と避難支援等関係者、行政とで共有しておくものです。

本市においては、この個別計画を「避難マイプラン」として、避難行動要支援者及び家族を中心に、地域ぐるみの取組を進め、個々の避難行動要支援者の避難支援体制の推進に努めます。

2 避難マイプランの作成

避難支援等関係者は、提供された名簿を基に、避難行動要支援者本人またはその家族等とともに、避難マイプランの作成を行います。

避難マイプランは、避難行動要支援者本人が必要な支援内容を認識するための手段でもあることから、避難支援等関係者は、避難行動要支援者本人や家族等の意向を含め、各地域における実情を踏まえ、支援に関する必要事項等を記載して作成します。

プラン作成にあっては、必要以上に避難行動要支援者の個人情報や要求したり、利益を損なうことのないよう注意します。

また、「災害時要援護者支援制度」の対象者で、要援護者避難支援プラン（旧個別計画）が作成されている場合は、本人またはその家族等の同意により、避難マイプランの作成にあたり、旧個別計画を活用できるものとします。

3 避難マイプランの記載事項

避難マイプラン（様式例2）に記載する事項は以下のとおりとします。

- ① 災害時等に避難支援を行う者及び連絡先
- ② 避難支援を行うにあたっての留意点（要支援者の健康状態等）
- ③ 緊急時の避難行動要支援者への情報伝達の流れ、情報伝達手段
- ④ 避難支援の方法（避難誘導手段）や避難場所、避難経路
- ⑤ 本人が不在で連絡が取れない時の対応

⑥ 上記のほか、避難支援を行うために必要な事項

4 避難マイプランの共有、管理

避難マイプランの正本はプランを作成した避難支援等関係者が保管し、副本を市担当課（福祉部門）に提出し、市の避難支援等に係る関係部署と情報を共有します。また、災害時等に備え、各地域における取組に応じ、情報漏洩防止のために必要な措置を講じた上で、避難行動要支援者を支援する関係者と本人との間で共有するものとします。

また、避難マイプランの内容については、避難支援等関係者が定期的に確認します。内容に変更がある場合、市担当課（福祉部門）へ避難マイプランの副本を提出します。

第5章 情報伝達体制について

1 避難情報の種類

市は、大規模な自然災害等の発生、または発生が予測される際に、迅速かつ安全に避難行動要支援者等の避難または避難誘導を促すために、避難情報を発表・発令し、避難支援等に向け、関係機関及び市民に広く周知します。

◆発令時の状況と市民に求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難開始 避難準備・	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、特に避難行動要支援者は、安全な避難場所等への避難行動を開始 避難支援者は、支援行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動が取れる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動が取れる者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始 避難することにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待避等その他屋内における避難のための安全確保に関する行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守るための最善の行動 避難することにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待避等その他屋内における安全確保に関する行動を開始

※ 事態の状況によっては、避難準備情報を発令せずに、避難勧告が発令される場合もあります。

2 要配慮者への情報伝達

市は、発令された避難情報等が要配慮者を含めた住民に届くよう、電話連絡、直接の声かけ等、双方向を基本とする地域ぐるみの自主的な情報伝達体制の整備を推進します。

また、防災行政無線のほか、防災メール、市ウェブサイト、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難情報等の防災情報を提供します。外国人に対しては、外国語等で分かりやすい避難情報の伝達に努めます。

(1) 市による情報伝達手段

- ア 防災行政無線の活用
- イ 放送事業者（テレビ、ラジオ等）を通じた情報提供
- ウ C A T Vによる情報提供
- エ 広報車等による広報
- オ 山口市防災メール
- カ 市ウェブサイト

(2) 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者が早期に避難が可能となるよう、避難行動要支援者名簿や予め作成した避難マイプラン等を活用し、情報伝達を行ないます。

なお、避難支援等関係者で、避難行動要支援者への情報伝達が困難な場合には、避難マイプランに基づき、市関係部局が連携し、F A Xや電話などによる情報伝達を行います。

3 避難情報等についての理解促進

市は、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者や障がい者団体等の福祉関係者、自治会、自主防災組織等の地域住民に対し、要配慮者への避難情報伝達への支援の必要性や、伝達手段の活用、支援の方法等について、説明会や研修会、市広報紙、市ウェブサイト等を通じて周知を図ります。

1 避難支援体制

(1) 避難行動要支援者への支援体制

避難支援等関係者は、災害時等に、避難行動要支援者等の同意により提供されている名簿情報や避難マイプランに基づく支援を実施します。

なお、前述のとおり、災害時等における支援については、避難支援等関係者本人または家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を実施するものです。

平常時においては、市と協力して、避難マイプランの作成のほか、避難行動要支援者に係る情報の整理及び更新その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

市、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉員等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。

(2) 名簿の情報提供に不同意であった者に対する避難支援

災害対策基本法上、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合においては、平常時からの名簿提供に不同意であった者の名簿情報を、避難支援等関係者に提供することができるため、本市においては、各総合支所、地域交流センターに、同意の有無を明示した不同意者を含む避難行動要支援者名簿（全体名簿）を保管し、災害対策本部（現地対策本部を含む）からの指示により、迅速に該当地域の避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとします。

避難支援等関係者は、情報提供に同意していない避難行動要支援者についても、市からの協力要請があった場合には、可能な範囲で支援するものとします。災害発生時においては、避難行動要支援者名簿に掲載の無い場合であっても、自ら避難することが困難となる人については、分け隔ての無い支援を行うものとします。

2 安否確認情報の収集体制

(1) 避難支援等関係者からの報告

避難支援等関係者は、避難行動要支援者を避難先へ収容した場合や、避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、自治会、自主防災組織やその他団体を經由し、または直接、避難所の受付職員等に報告します。

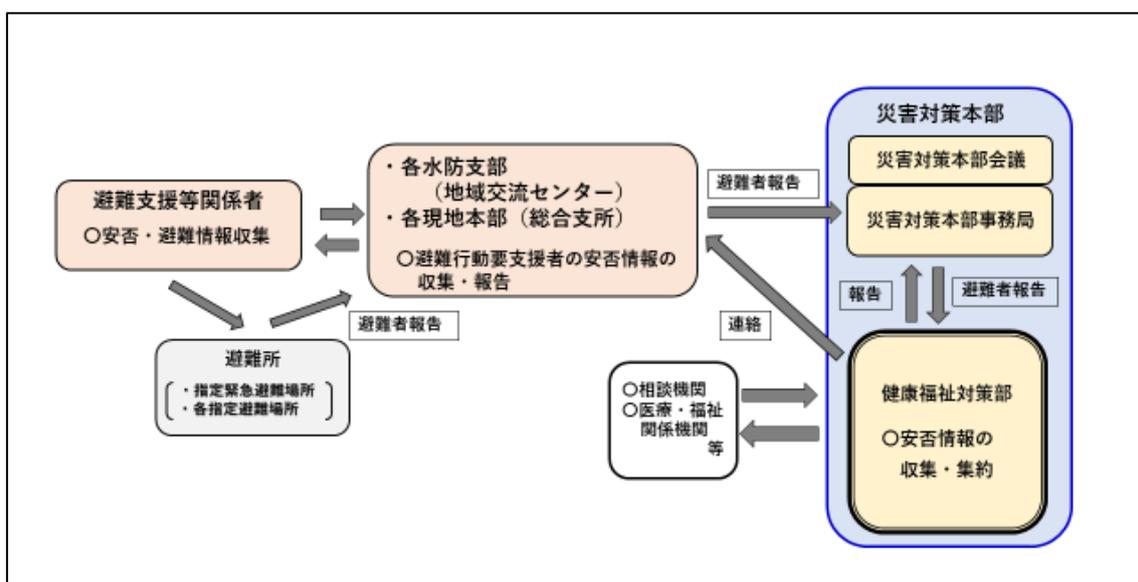
(2) 安否情報の収集・集約

安否情報の収集については、各避難所等において、避難支援等関係者からの報告や避

難所等において把握を行った「全体名簿」掲載者の避難状況を、小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東総合支所及び各地域交流センターにおいて収集し、市災害対策本部に報告します。この際に、「全体名簿」掲載者以外に特に配慮を要する避難者がある場合には、併せて報告するものとします。

市災害対策本部は、報告を受けた避難行動要支援者等の情報を健康福祉対策部に報告します。健康福祉対策部では、災害対策本部からの情報のほか、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談機関などの協力による安否情報の収集や、介護サービス提供事業者、障がい福祉サービス事業者等の福祉関係者からの情報提供などにより、「全体名簿」掲載者の安否確認の速やかな集約に努めるとともに、名簿掲載者以外の要配慮者の安否情報の集約に努めます。

《 避難行動要支援者の安否情報の流れ 》



3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導を行った際には、避難場所等において、避難行動要支援者の名簿の情報や避難時の状況を避難場所等の責任者に報告を行います。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市が指定する避難所以外で一時避難場所等に避難された避難行動要支援者については、速やかに指定避難所、または福祉避難所等へ移送できるよう、市は、運輸事業者や山口市介護サービス提供事業者連絡協議会等との協定に基づき、福祉車両等による移送体制を整えます。

第7章 避難所等における要配慮者への支援体制

1 避難所における支援対策

(1) 避難所の環境整備

市は地域防災計画で指定する避難所について、要配慮者の利用に配慮し、平常時よりバリアフリー化や多目的トイレへの改良・新設など、施設の整備改善に努めるものとします。またバリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障がい者用トイレ等を速やかに設置するものとします。

(2) 避難所におけるニーズの把握

避難所では、避難行動要支援者の避難マイプランに基づく配慮事項に留意するとともに、市は、要配慮者の要望を把握するため、民生委員・児童委員、福祉員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、山口市介護サービス提供事業者連絡協議会などの福祉関係者、外国人支援団体、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者のニーズの把握を行います。また、必要に応じて「要配慮者用相談窓口」を設けるものとします。なお、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行うものとします。

(3) 避難所における生活への配慮

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者、子ども等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組が重要となるため、市は保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の関係職員による相談など、必要に応じて生活支援を実施し、要配慮者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとします。

また、要配慮者に応じた食料や生活物資、器材、福祉用具等の救援物資の確保及び配布ができるよう、平常時から備蓄の推進や事業者団体等との物資供給協定の締結を進めるとともに、避難所内における要配慮者のための福祉避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとします。

さらに、被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家用車等で避難生活を送る者がいることから、そうした人たちの所在や現状を把握し、必要な情報提供及びニーズの把握を行い、必要な対策や支援を行います。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の開設

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設自体

の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、かつ施設内における要配慮者の安全性と安心が確保されている市内の社会福祉施設等を指定避難所（要配慮者優先避難施設）として指定し、必要時に福祉避難所として開設します。

（２）福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、地域防災計画で指定する一般の指定避難所では生活に支障を来すため特別の配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の、在宅で生活されている者としてします。

福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。

なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとします。

（３）福祉避難所となる施設

福祉避難所として利用可能な施設は、次に掲げる施設のうち、災害危険区域等でない施設とします。

市は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとします。

- ① 特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ② デイサービスセンター等の通所施設
- ③ 障害者支援施設（入所型、通所型）
- ④ 介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

（４）福祉避難所の確保と利用

市は、前記の施設や「山口市介護サービス提供事業者連絡協議会」との協定により、福祉避難所の確保を行っており、今後も、指定可能な社会福祉施設等に対して、広く協力を求め福祉避難所のさらなる確保に努めます。

また、災害時等の利用にあたっては、施設管理者と十分な連絡調整を図り受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障を来さないよう十分配慮するものとします。

（５）要配慮者のニーズの把握

市は、地域包括支援センターやケアマネジャー、障害者相談支援事業所等の相談機関及び介護サービス提供事業者連絡協議会等と連携し、福祉避難所に避難している要配慮者の福祉サービスのニーズを把握するように努めます。

3 要配慮者在宅避難者への配慮

市は、在宅での避難生活を余儀なくされた要配慮者に対して、自治会や福祉関係者、職員等の見守り機能を充実させ、特に支援等が必要となる者に対して適切な対応を取ることで、必要な情報の提供や、食料、紙おむつ等の生活物資、機器等の支援物資、及び医療、福祉サービス等の提供が行き渡るよう必要な措置を講じます。

また、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気を含む）を得られないことが直接命に関わる者、または日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとします。

資 料 編

●用語の説明 ※五十音順（初出ページ）

【自主防災組織】（P 5）

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法（第5条第2項）においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

【避難行動要支援者】（P 1）

災害対策基本法（第49条の10第1項）において「要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」と規定されており、山口市地域防災計画において、その対象者を定めている。

【避難行動要支援者名簿】（P 1）

避難行動要支援者の情報を記載した名簿であり、災害対策基本法（第49条の10）において、避難支援等を実施するための基礎とする名簿として、市町村長に作成が義務付けられており、本名簿に掲載する対象者、及び記載事項については、山口市地域防災計画において定めている。

名簿には、市町村が保有する要配慮者に関する情報を基に作成した「全体名簿」と、全体名簿の対象者のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた「同意名簿」とがある。

【避難支援等関係者】（P 5）

災害対策基本法（第49条の11第2項）において、「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」とし、地域の実情を勘案し定めることになっており、山口市地域防災計画においてその対象者を規定している。

【避難所】（P 5）

山口市地域防災計画において、避難場所及び避難所の定義を、次のとおり定めている。

① 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、市が指定した施設をいう。

② 指定避難所

被災者の一時的な避難生活の場所となる市が指定した施設をいう。

③ 一時避難場所

災害発生直後に緊急に避難する自宅や職場等の近くの知人宅等や、公園、広場、空き地等の広く安全な場所で自治会、自主防災組織及び住民等が自ら定める避難場所をいう。

このうち、公助として、市が開設・運営するのは、①指定緊急避難場所及び②指定避難所となる。

【福祉避難所】(P1)

災害対策基本法による避難所の指定基準の1つとして、要配慮者を滞在させるもので、災害対策基本法施行令(第20条の6第5号)において、要配慮者の円滑な利用の確保、相談、助言その他の支援を受けることができる体制の整備、要配慮者の良好な生活環境の確保がされているものと規定されている。

なお、福祉避難所の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者とされている。

【山口市災害時要援護者支援マニュアル】(P1)

「山口県災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン」(平成18年2月策定)に基づき、本市において平成20年3月に策定したマニュアルで、在宅の障がい者や一人暮らしの高齢者など災害時には自力では避難行動が困難な者を対象に、地域における自助・共助を基本とした避難支援制度の整備を図るために、災害時要援護者の把握や支援について必要な事項を定めたもの。具体的には、これまで「災害時要援護者支援制度」(P10)として実施してきた、避難支援を希望する要援護者の登録、及び登録者毎の避難支援プランの作成を実践するためのマニュアル。

【要援護者(災害時要援護者)】(P1)

平成25年に災害対策基本法が改正されるまで一般的に使われていた言葉で、改正後の災害対策基本法では、「災害時要援護者」に代わり「要配慮者」と「避難行動要支援者」に分類し使用している。

【要配慮者】(P1)

災害対策基本法(第8条第2項第15号)において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」として定義されている。これまで広く一般に使われてきた「災害弱者」「災害時要援護者」という用語も、基本的には「要配慮者」と同じ対象者を指している。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、「要配慮者」という用語が新たに規定されたため、本計画では「要配慮者」という用語を使用している。

山口市避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書

山口市長 様

私は、災害対策基本法に基づき山口市が作成する避難行動要支援者名簿の情報(下の枠内)を、災害が発生した場合の避難支援に役立てるため、あらかじめ山口市地域防災計画に定める、避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、警察、山口市社会福祉協議会、消防団、避難支援登録者)へ提供することに、

同意します。

(該当する項目にチェック☑)

同意しません。

理由

<input type="checkbox"/> 自分で避難できる <input type="checkbox"/> 個人情報保護のため	<input type="checkbox"/> 家族の支援がある <input type="checkbox"/> その他 ()
---	---

社会福祉施設入所又は長期入院しているため、名簿の対象者になりません。

[本人氏名] _____ [記入日] _____ 年 月 日

[日中連絡のとりやすい電話番号]

① _____ ② _____

[代理人記入欄] 本人による記入が難しく、代理人が記入された場合には必ずご記入ください。

代理人氏名		続柄	
住 所			
電話番号			

同意した場合に、地域の避難支援者に提供する情報		年 月 日現在
ふりがな		上記電話番号①
氏名		上記電話番号②
生年月日	年 月 日	性別
住 所	山口市	
避難支援等を必要とする事由	*送付時に該当する事由を記載《例示》 <input type="checkbox"/> 65歳以上の独居で避難に支援が必要 <input type="checkbox"/> 75歳以上の高齢者のみの世帯で避難に支援が必要 <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護認定(要介護3以上)を受けている(要介護状態区分：) <input type="checkbox"/> 身障手帳総合1・2級(総合等級)で1種の交付を受けている(等級：) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳(1級)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 難病・小児慢性特定疾患で人工呼吸器等を装着し避難にも支援が必要 <input type="checkbox"/> 「災害時要援護者支援制度」に登録している	

山口市 避難行動要支援者名簿 掲載届出書

山口市長 様

私は、災害対策基本法に基づき山口市が作成する避難行動要支援者名簿への掲載について、下記のとおり届け出ます。また名簿情報を、避難支援に役立てるため、あらかじめ山口市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、警察、社会福祉協議会、消防団、避難支援登録者）へ提供することに同意します。

年 月 日

ふりがな			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
住所	山口市		
避難支援等を必要とする事由 〔該当する事由に「○」を記入〕	<input type="radio"/>	65歳以上のひとり暮らしの者のうち避難行動が困難な者	
	<input type="radio"/>	75歳以上のみの世帯で避難行動が困難な者	
	<input type="radio"/>	要介護3以上の者 要介護状態区分 ()	
	<input type="radio"/>	身体障害者手帳1・2級(総合等級)で第1種の交付を受けている者(心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く) 総合等級 (級) 障がい部位 ()	
	<input type="radio"/>	療育手帳(A)の交付を受けている者	
	<input type="radio"/>	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	
	<input type="radio"/>	難病及び小児慢性特定疾患患者で人工呼吸器等を装着し、かつ避難行動が困難な者	
	<input type="radio"/>	その他 理由を記入してください 〔)	
電話番号			
自宅の災害リスク	浸水(浸水深)・土砂(警戒区域等)・津波・高潮など		

○本人による自署が難しく、代理人が記入した場合は必ず記入してください。

氏名		続柄	
住所			
電話番号			

※同意いただいた場合、要介護の方は要介護状態区分、身体障害者手帳の交付を受けている方は等級及び障がい部位を含めて、避難支援等関係者に提供します。

※提供する情報は、名簿を作成した時点の最新の情報を提供します。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するにあたり、避難支援等関係者が自宅に訪問することがありますので、その際は御協力ください。

【問い合わせ】山口市 ○○○○課(電話) 083-922-4111

「避難行動要支援者名簿」受領書 兼 取扱確認書

年 月 日

山 口 市 長 様

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	印

当組織は、当該地域（ ）の避難行動要支援者名簿を受領しました。

また、名簿情報取扱者については、別表に定める者とします。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分に尊重し、次のとおり取扱うことを確認します。

- ① 名簿情報を、災害の発生に備え、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で利用するものとする。なお、名簿を受け取ったことにより、避難支援等を行う法律的な責任や義務が生じるものではないこと
- ② 災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくよう、平常時から提供された名簿情報を必要な限度で共有することができるが、名簿をその目的以外に使用しないこと
- ③ 名簿情報が漏えい、または名簿の破損等の事故(以下「事故」という)を防止すること
- ④ 名簿情報を必要以上に複写または複製しないこととし、災害時等の緊急時を除き、複写した名簿等の取り扱いは、避難支援等関係者に限ること
- ⑤ 名簿情報の更新は、既に提供を受けた個人情報を含む文書との交換により行うこと
- ⑥ 名簿に関して事故が発生したときは、直ちに山口市へ報告すること
- ⑦ 名簿情報取扱者については、秘密保持義務が生じることから、個人情報の保護の重要性及び名簿の管理方法等について、名簿情報を取扱う者に共通の認識を持つよう周知すること
- ⑧ 個人情報の管理・取扱状況について山口市から報告及び調査の求めがあった場合は協力すること

以 上

【 別表 】

避難行動要支援者名簿取扱者

1	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
2	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
3	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
4	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
5	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
6	住 所	
	氏 名	
	連絡先	

[様式例 1]

避難行動要支援者名簿

(地域:〇〇) 行政区:〇〇

取扱注意

No	氏名	生年月日 年齢	性別	地区名 (行政区)	住所 (居所)	電話番号	避難支援等を必要とする事由					その他	同意	災害 時要 保護	個別 計画	
							65歳	75歳	介護	身障	療育					精神
1	やまぐち たろう 山口 太郎	S15.06.06	男	大殿 (古熊)	古熊一丁目8番71号 ()	090-1234- 5678	3	3	1			障がい部位:〇〇、〇〇、 〇〇	有		〇	
		70歳														
2	やまぐち ともこ 山口 智子	S50.06.07	女	大殿 (古熊)	古熊一丁目8番71号 ()	090-1234- 5679		2		1		障がい部位:〇〇、〇〇、 〇〇	未			
		45歳														
3	やまぐち たろう 山口 太郎	S20.06.08	男	湯田 (楠木町)	楠木町1番1号 楠木アパートA201 ()	090-1234- 5680	3		A	1		未				
		75歳														
4	やまぐち ともこ 山口 智子	S30.06.09	女	湯田 (楠木町)	楠木町1番1号 楠木アパートA202 ()	090-1234- 5681	4		A	1		障がい部位:〇〇、〇〇、 〇〇	有	〇		
		65歳														
5	やまぐち たろう 山口 太郎	S20.06.10	男	湯田 (楠木町)	楠木町1番1号 楠木アパートA203 ()	090-1234- 5682	3	1	A	1		障がい部位:〇〇、〇〇、 〇〇	無			
		75歳														
6																
7																
8																
9																
10																

避難行動要支援者 避難マイプラン（個別計画）

この個別計画は、避難行動要支援者名簿の外部提供に同意していただいたことに基づき作成するものであり、日頃の予防活動や災害時の避難支援に役立っています。なお、避難マイプランは災害時に避難行動の支援が必ずされることを保証するものではなく、また避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

年 月 日現在		名簿番号		
ふりがな 氏名		性別	生年月日（歳）	
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日（ 歳）	
住 所	〒	地区名		
		自治会名		
		自宅電話		
		F A X		
		携帯電話		
		電子メール		
世帯状況	人世帯（構成： ）			
避難時に配慮 しなくてはな らない事項	（あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族と分らない <input type="checkbox"/> その他（ ）			
かかりつけの 医院・病院		所在地	（電話番号 ）	
		所在地	（電話番号 ）	
担当ケア マネジャーの 事業所		所在地	（電話番号 ）	
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名	住 所		
		自宅電話		
		携帯電話		
		電子メール		
	氏名	(間柄)	住 所	
			自宅電話	
			携帯電話	
			電子メール	

避難 支 援 者	①	氏名	(関係)	住 所	
				自宅電話	
				携帯電話	
				電子メール	
	②	氏名	(関係)	住 所	
				自宅電話	
				携帯電話	
				電子メール	
	③	氏名	(関係)	住 所	
				自宅電話	
				携帯電話	
				電子メール	
避 難 場 所		第 1 希 望		第 2 希 望	
情報伝達の 流れ・手段					
避難時に携行 する医薬品・ 用 具 等		(救急サポート安心キット 有 ・ 無)			
避難支援方法 (移動手手段等)					
避 難 先 での 留 意 事 項		(治療中の病気、必要な支援等)			
備 考		(日中よく行く場所、デイサービス利用曜日等)			

個別計画に記載する情報について、日頃の予防活動や災害が発生した場合に避難支援者が避難支援に役立てるため、山口市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、消防団、警察、社会福祉協議会、避難支援者として登録している者）へ提供するとともに、山口市に報告することを了承します。

年 月 日

(氏名)

山口市災害時要配慮者避難支援全体計画

山口市総務部防災危機管理課 編集・発行

TEL083-934-2723 FAX083-934-2958

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

E-mail:bousai@city.yamaguchi.lg.jp
